

# 防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和5年5月26日

場 所 第3委員会室



令和5年5月26日（金曜日）

危機管理局長  
兼危機管理課長  
消防保安課長

渡邊 世津子  
寺田 健一

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 南海トラフ巨大地震と被害想定
2. 防災・減災の取組

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（12人）

委員長	坂本 康郎
副委員長	荒神 稔
委員	山下 博三
委員	後藤 哲朗
委員	武田 浩一
委員	佐藤 雅洋
委員	安田 厚生
委員	山口 俊樹
委員	工藤 隆久
委員	松本 哲也
委員	冨師 博規
委員	内田 理佐

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監 横山 直樹

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 唐崎 吉彦  
政策調査課主査 吉浦 亜希子

○坂本委員長 ただいまから防災減災・県土強化対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。委員の皆様は座席順としましては、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案を御覧ください。

その中の4、概要説明として、執行部からは総務部に出席をいただきます。執行部への質疑の後に、5、協議事項として、委員会の調査事項、調査活動方針・計画などについて御協議いただきたいと思っております。このように執り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今日は総務部においでいただきました。初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました宮崎市選出の坂本康郎でございます。私ど

も12名が、さきの臨時県議会で委員として選任をされ、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題の解決に向け努力してまいりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員を紹介いたします。最初に、私の隣が都城市選出の荒神稔副委員長です。

○坂本委員長 続きまして、皆様から見て左側から、都城市選出の山下博三委員です。

串間市選出の武田浩一委員です。

西臼杵郡選出の佐藤雅洋委員です。

東臼杵郡選出の安田厚生委員です。

宮崎市選出の山口俊樹委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、延岡市選出の後藤哲朗委員です。

延岡市選出の工藤隆久委員です。

延岡市選出の松本哲也委員です。

児湯郡選出の凶師博規委員です。

延岡市選出の内田理佐委員です。

以上で、委員の紹介を終わります。執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○横山危機管理統括監 危機管理統括監の横山でございます。

近年、自然災害は激甚化、頻発化をしております。本県でも昨年9月の台風第14号では、人的被害のほか、多数の家屋の浸水や農作物被害など、県内に甚大な被害をもたらしたところでございます。

また、今月に入りまして、石川県で震度6強、千葉県で震度5強、鹿児島県で震度5弱、また、今週22日にも東京都伊豆諸島で震度5弱と、全国各地で規模の大きな地震が相次いで発生しているところでございますが、本県は、今後30年

以内に70%から80%の確率で南海トラフ地震が発生すると言われておりますので、切迫感・緊張感を持って取り組んでいく必要があると考えております。

危機管理局といたしましては、庁内の各部局はもとより、関係各市町村などと連携しながら、風水害や土砂災害、地震・津波災害などの対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、坂本委員長はじめ、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

お手元にお配りしております資料を御覧ください。

本日は、南海トラフ巨大地震と被害想定及び防災・減災の取組の2項目について担当局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○渡邊危機管理局長 おはようございます。危機管理局長の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

本日は、目次のとおり、1、南海トラフ巨大地震と被害想定及び2、防災・減災の取組について御説明いたします。

初めに、1、南海トラフ巨大地震と被害想定について御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。まず、(1)の南海トラフについてであります。南海トラフとは、静岡県駿河湾から日向灘にかけて存在する海底およそ4,000メートル余りの溝状の地形を形成する地域のことです。右上のほうの地図の青線部分に当たります。この地域では、これまで、おおむね100年から150年周期で繰り返す大規模な地震が発生しており、それぞれ震源域などに多様な発生形態が見られております。

次に、(2)南海トラフ地震と南海トラフ巨大

地震について御説明いたします。南海トラフ地震とは、地図の赤線で囲まれた部分で発生するマグニチュード8から9クラスの大規模な地震を指し、その発生確率は、今後30年以内に70%から80%とされているものです。そして、この南海トラフ地震のうち、科学的に考えられる最大クラスの巨大地震のことを南海トラフ巨大地震と呼んでおります。この巨大地震の発生頻度は、1,000年に一度、あるいはそれ以下とされておりますが、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、想定外をなくすという観点から、この南海トラフ巨大地震による被害想定を行った上で、防災・減災対策を行う必要があると考えております。

それでは、4ページを御覧ください。（3）の南海トラフ巨大地震の被害想定についてであります。平成24年度に国が公表した被害想定を踏まえ、県としましても独自に被害想定を算出し、平成25年10月に公表いたしました。まず、①の震度分布であります。県内全26市町村のうち、沿岸部全ての10の市町を含む13市町で最大震度が7となり、残る13市町村についても最大震度は6強または6弱となるなど、県内全域で強い揺れを想定しております。右側の地図では、赤色部分が震度7、オレンジ色の部分が震度6強となります。

では、5ページをお願いいたします。②の津波浸水想定であります。右側の地図の青色部分が津波による浸水想定区域となります。県内の沿岸10市町の全域において、平野部を中心に広く津波の被害を受けることとなり、最大津波高は、表の一番下、黄色い部分の串間市の17メートルをはじめ、全ての市町で10メートル以上となります。また、表の一番右、津波の最短到達時間も、最短が下から2段目の日南市の14分、

遅くとも20分程度で県内全域に到達するとの想定となっております。

次に、6ページを御覧ください。③の人的被害等についてであります。これは平成25年に公表した被害想定について、地震や津波のデータはそのままに、建築物や人口、ライフライン等の最新データに基づき、令和2年3月に再計算したものです。表の中央に当初想定の数値を黒文字で、右側に見直し後の令和2年3月の数値を赤文字で表記しております。

まず、人的被害についてですが、平成25年の当初想定では、死者が約3万5,000人、負傷者が約2万7,000人、要救助者が約2万6,000人となっておりますが、令和2年の想定では、死者約1万5,000人、負傷者約2万人、要救助者約2万4,000人となっております。

また、中ほどの建物被害については、全壊棟数が当初想定8万9,000棟から8万棟、その下の避難者数が39万9,000人から約37万人へと、それぞれ減少しております。

ライフラインの被害につきましては、地震発生直後の上水道が当初想定105万8,000人から103万4,000人、停電件数は54万1,000件から59万1,000件、固定電話の不通回数が34万3,000回線から31万1,000回線になると想定されております。

被害が減少した要因ですが、人的被害につきましては、津波の避難意識の向上や津波避難施設の指定などによる避難場所の確保が進んだことによるものであります。また、建物被害につきましては、住宅の耐震化率が前回よりも4%ほど向上したことが減少の主な要因となっております。

このように、減災対策が進んだ結果、ほとんどの項目で当初想定よりも被害が縮小しており

ますが、依然として甚大な被害が想定されており、引き続き対策が必要であると考えております。

それでは、7ページを御覧ください。被害想定に関しては、現在、国において見直し作業が進められております。平成26年3月に策定されました南海トラフ地震防災対策推進基本計画から約10年が経過することから、これまでの防災対策の進捗状況について確認し、被害想定を見直した上で、新たな防災対策について検討しようという動きがあります。このため、有識者会議を設置し、現在の被害想定で使われている地震モデルや、被害算定の計算方法等について検討を行い、新たな被害想定が公表される見通しと伺っております。具体的な公表時期については、まだ明らかになっておりませんが、県といたしましては、国の動きを注視しながら、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

以上が、南海トラフ巨大地震と被害想定についての説明であります。

続きまして、2、防災・減災の取組について御説明いたします。8ページをお願いいたします。まず、(1)の新・宮崎県地震減災計画についてであります。この計画は、県における地震被害の想定を踏まえ、ソフト面及びハード面について、今後取り組むべき減災対策を総合的に規定したものであり、基本的には地震発生前の備えについて定めたものであります。この計画は、当初、日向灘地震及びえびの・小林地震を想定し、平成19年3月に策定したのですが、平成23年3月に発生しました東日本大震災を受け、新たに南海トラフ域で発生する地震の想定を追加し、平成25年12月に現在の計画となったものであり、以後、適宜見直しを行っております。

す。

計画の骨子といたしましては、県民防災力の向上、住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保、外部空間における安全確保対策の充実、津波対策の推進、被災者の救助・救命対策、県・市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立の6項目となっており、危機管理局をはじめ、全庁的に対策に取り組んでいるところです。

また、本計画では、主な減災対策として、現在約80%となっている住宅の耐震化率を90%に、同じく55.5%となっている早期避難率を70%に、それぞれ向上させることで、現在の被害想定である人的被害について、死者数を現在の約1万5,000人から2,700人へ減らすことができると考えております。今後、避難に一定の配慮が必要な方の支援対策や、海岸の保全施設の整備など、ソフト・ハード対策を一体的に推進することで、人的被害ゼロを目指してまいります。

それでは、計画骨子のうち、主に危機管理局で取り組んでおります赤色の3つの項目につきまして、具体的に御説明いたします。

9ページを御覧ください。まず、①の県民防災力の向上についてであります。県民一人一人の防災力向上のため、自分の命は自分で守る自助の取組を推進しており、具体的には、平時より大規模災害から命を守る3つの行動を心がけるよう、県民に対して重点的に啓発を行っております。

1つ目は耐震化であります。これは、建物の耐震化に加えて、家具を器具等で固定することによる転倒防止や、万が一、家具が転倒した場合でも配置場所の工夫により下敷きになったり、出入口がふさがれたりすることがないように、地震による建物や家具の倒壊被害から身を守るものであります。

10ページを御覧ください。2つ目は、早期避難であります。強い揺れや津波の可能性等により危険を感じた場合には、すぐに高台など安全な場所へ避難することが重要であります。また、事前に避難場所や避難経路についてハザードマップ等で確認しておくことで、いざ地震が起きたときに、速やかに安全な避難行動ができるよう、準備をしておくことも必要です。

11ページを御覧ください。3つ目は備蓄であります。災害支援物資については、国や県、市町村等でも一定の備蓄をしておりますが、発災直後から被災者に支援物資が届くまでの間を乗り切るため、発災後1週間は備蓄で乗り切る準備をするよう呼びかけております。特に、食料や飲料水については、最低3日分、可能であれば1週間分の備蓄をするよう呼びかけているところです。また、食料や飲料水だけでなく、乳幼児や要介護者などがおられる家庭については、各家庭の実情に応じた備蓄品が必要となっておりま

まいります。

次に、12ページを御覧ください。地域のことは自分たちで守る、いわゆる共助の取組についてであります。地域防災力向上のための主な取組として、自主防災組織の育成・活動強化や防災士の養成、出前講座や啓発イベント等の実施を行っております。このうち自主防災組織については、令和3年度末の段階で、カバー率が87.6%、防災士については、令和5年4月末現在で6,674人となっており、地域における防災意識の向上に一定の成果が出ているものと考えております。また、出前講座は、自治会や民間企業、団体等の要請に応じて随時行っているほか、啓発イベントについても、宮崎県防災の日などに合わせて行っております。

この宮崎県防災の日は、議員発議により、平

成18年に制定いただきました宮崎県防災対策推進条例に基づき定めたものであり、梅雨や出水期を前に家庭や地域で防災について考え、災害に備える日としております。今年の県防災の日は、あさっての5月28日になります。イオンモール宮崎で体験型のイベントを開催することとしております。

13ページをお願いいたします。②の津波対策の推進であります。ここは主に県や市町村が行う防災・減災対策、いわゆる公助となります。津波から命を守るため、沿岸市町におきまして指定緊急避難場所の指定を推進してきており、公共施設や民間のビルやマンション等を1,080か所、体育館などの指定避難所については1,286か所を指定しているところです。また、令和3年度までに県と沿岸5市2町で合わせて26基の津波避難タワー等を整備したところであります。津波ハザードマップや津波避難計画についても、全ての沿岸10市町で作成しております。避難経路の整備については、自治会等が行う整備費用の一部を市町村を通じて補助しているところです。

14ページをお願いします。③の県・市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立であります。まず、県の防災体制の充実・強化であります。平成16年に危機管理局が、平成24年に危機管理統括監が設置され、現在の業務体制が整えられました。その後、本庁及び出先機関において、それぞれ業務継続計画、いわゆるBCPを策定したほか、災害対策本部の実働部署となる総合対策部の編成・見直し、防災庁舎や県防災情報共有システムの整備など、ハードとソフトの両面から災害時における防災体制の強化に努めてきたところであります。

また、広域連携体制の構築として、南海トラ

フ沿岸等の10県で構成する知事会議、本県が幹事を務めます南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会、県内の沿岸市町と構成する宮崎県津波対策推進協議会といったネットワークに参加し、関係団体との意見交換や情報収集、連携に努めております。

さらに、災害時応援協定として、主に人的支援について、全国知事会や関西広域連合、九州・山口9県と、また物的支援等について民間事業者等と145件の協定を締結し、災害時の支援について備えているところでございます。

これまでの説明が平時における取組の内容でございます。

15ページをお願いいたします。ここからは、南海トラフ地震が発生した際の計画等であります。それでは、(2)の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について御説明いたします。①の概要ですが、本計画は実際に南海トラフ地震が発生した際に国が行う災害応急対策活動について、具体的な内容を規定したものであり、平成27年に中央防災会議幹事会において決定されたものであります。

この計画の位置づけですが、まず、囲みの一番上の行、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法に基づき、地震防災対策の推進が必要な地域、いわゆる南海トラフ地震防災対策推進地域が指定されております。この地域における地域防災対策の推進に関して基本的な施策を定めたものが、次の囲みの中の平成26年3月に策定された南海トラフ地震防災対策推進基本計画であり、さらにそれを具体化させたものが、次の囲みの中に赤字で記載しております南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画となります。この計画では、「緊急輸送ルート、防災拠点」、「救助・救

急、消火等」、「医療」、「物資」、「燃料、電力・ガス、通信」の5つの分野ごとに国における具体的な活動内容が規定されております。また、計画策定のポイントとしまして、人命救助に必要なとなる72時間を意識したタイムラインを設定していることや、本県を含む南海トラフ沿岸の10県を重点受援県と位置づけ、地震発生時の応援部隊を重点的に派遣することが盛り込まれております。この計画を受けた県の対応につきましては、次のページ以降で詳しく御説明いたします。

16ページを御覧ください。②の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画の概要についてであります。これは、ただいま申し上げました国が定める5つの分野それぞれの支援について、県災害対策本部の対応や、市町村など防災関係機関の役割等について規定したものです。

まず、1つ目の緊急輸送地域ルート計画です。これは、後ほど述べます応援部隊の移動や、物資、燃料などの物資輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、特に拠点施設をつなぐためのルートを確保するものです。この緊急輸送地域ルートについては、ほかの道路に優先して通行可否情報を集約し、道路警戒や交通規制を行うこととしております。ルートのイメージを図でお示しておりますが、この広域進出拠点5か所とは、下の左側の表でお示しております。県外からの応援部隊が、この拠点を目指して来ていただくことになっております。また、国からの緊急物資輸送車両を受け入れる広域物資輸送拠点5か所は、下の右側の表のとおりとなります。

17ページを御覧ください。2つ目の救助・救急、消火活動等に係る計画です。これは警察や消防、自衛隊といった広域応援部隊の活動拠点

について定めたものです。また、この広域応援部隊に対する県災害対策本部の役割や、市町村災害対策本部の役割、支援等についても規定しております。なお、参考として、次の18ページに県内の救助活動拠点として指定しております9か所を記載しております。

19ページをお願いいたします。3つ目の医療活動に係る計画です。これは災害派遣医療チーム、いわゆるDMA Tの活動調整を行う県DMA T調整本部の役割について定めたものであり、具体的には、DMA T活動拠点等の設置や活動内容、被災地内で対応困難な重症患者を被災地外へ搬送する広域医療搬送や地域医療搬送の方法、県内4か所に指定しております航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUの運営体制等について規定しております。この航空輸送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUとは、航空搬送に際しての患者の病状を安定化させる施設のことです。

20ページを御覧ください。4つ目の物資調達に係る計画ですが、これは県内5か所にあります広域物資輸送拠点の運営体制や、市町村等への物資の輸送方法、各市町村における物資の集積場所である地域内輸送拠点、国からの支援物資の市町村への配分計画について規定しております。国からの支援物資の流れは図で示しているとおりでありますが、広域物資輸送拠点とは、国からプッシュ型で輸送されてくる支援物資を受け入れ、市町村の地域内輸送拠点へ輸送するための物資の集積場所です。県内の広域物資輸送拠点については、表に記載のとおりで、基本的には1と2が陸路輸送の場合の拠点とし、3から5は代替拠点としております。なお、広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点への輸送は、協定に基づき、宮崎県トラック協会に輸送

をお願いすることとしております。

21ページを御覧ください。5つ目の燃料供給に係る計画についてです。まず、石油や軽油等の燃料供給についてですが、宮崎県石油商業組合では、平時より一定量の燃料を備蓄しており、大規模地震発生時には警察や消防、自衛隊、医療関係等の車両に対しての燃料供給方法が規定されております。また、災害拠点病院や災害対策本部となる官公庁舎等の重要施設についても、石油連盟や全国石油商業組合連合会、宮崎県石油商業組合から優先供給を受けることとなっております。

22ページを御覧ください。同じく燃料供給に係る計画、電力・ガスの臨時供給についてですが、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力・ガスを確実に確保するため、電気事業者やガス事業者との連携による供給体制の構築を行うとともに、災害拠点病院をはじめとする重要施設のリスト化及び関係機関との情報共有、それぞれへの臨時供給の方法と燃料が不足する場合の対応について定めております。

以上が、防災・減災のための取組であります。

最後に、これまで御説明しましたとおり、県としては南海トラフ地震に備え、これまで様々な防災・減災対策を行ってまいりましたが、一人でも多くの命を救うため、今後とも関係部局や関係機関と連携し、あらゆる面から、きめ細やかな取組を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○山口委員 教えていただきたいのですが、新

・宮崎県地震減災計画というのが御説明の中であったと思います。今、ホームページのほうで、そちらを拝見していて、計画をざっとですけれども、読ませてもらったところなのですが、その中で、末尾のほうに当面の取組として、幾つか図表で示されているものがございました。恐らく実績値と目標値が混在しているので、どちらなのかは分からないのですけれども、多くの数値が上げられている中で、令和4年4月時点の目標値が幾つかございました。

例えば、御説明の中であった共助の中の自主防災組織活動のカバー率では、新・宮崎県地震減災計画上だと89%になっていて、資料だと87.6%なので、目標値には届いていないのかなとか、防災士の数では目標値に届いているかなというところが見えるのですけれども、現時点での目標値や計画の進捗はどこを見れば分かるのか教えていただけますか。

**○渡邊危機管理局長** 計画の進捗状況につきましては、委員から御指摘がありました令和4年度末の状況を、今まさに取りまとめようとしているところでございます。項目によっては、なかなか相対的・計量的に測れないものもありますが、例えば、今、委員がおっしゃいました防災士の数は、今こうなっているから、今後このように上方修正するとか、自主防災組織活動のカバー率についても、今後、修正してまいりたいと考えております。現在の新・宮崎県地震減災計画に今の段階の見直しが反映されていないというところにつきましては、今後しっかりとやっていかなければならないと思っているところでございます。

**○山口委員** 今から作業されるというところで、それでは今年度、当初予算等で、防災とかに関しても、いろいろと予算をつけられていらっしゃる

と思うのですけれども、それはどの計画の、どの数値を根拠にされているのでしょうか。イメージとしては、計画があらわれて、目標値に到達していないところとか、こう変えていかなくてはいけないから、ここに予算をつけていこうというようなイメージがあるのですけれども、今のお話でいくと、そもそもの目標値が、まだ集めている段階となってくると、今年度、何に基づいて予算とかを考えられたのかなというのが分からないのです。

僕も全部の当初予算を読んでいるわけではないので分からないのですが、この新・宮崎県地震減災計画は当初予算とかと、どう連結しているのかというところを教えてくださいませんか。

**○渡邊危機管理局長** 県の予算は、大体3年計画とかで事業をやって、成果を見ていただいて、またいろいろ改善をして予算をつけていただくというようなことをしておりますけれども、ほとんどの事業が今年度に終期を迎えることになります。例えば、防災啓発関係の事業、それから消防団関係の事業も終わりますので、この計画の進捗状況をしっかり把握した上で、新しい事業というものを来年度の予算としてつくっていくという作業を、今年度やらなければならないと思っております。

**○工藤委員** 避難するときに医療的ケア者の電源とかは確保されていらっしゃるのでしょうか。医療用器具を持って避難しなければいけないというときに、誰が手伝うのか。また、避難した場所に、医療用器具の電源装置がないと、多分、2日も3日も充電が持たないので、そういうところは誰がやるのか。避難も1人ではできない状況で、大体、病院とかに搬送される際は医療用タクシーを準備して移動しますので、そういうときに、じゃあ誰が手伝ってくれるのかとい

うところまでは、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

**○渡邊危機管理局長** 手元に詳しい資料がないので、細かいところまで申し上げられなくて申し訳ないのですけれども、避難が難しい方とか、要支援の方々とかは、市町村でそういう方々の個別の避難計画というものをつくることになっております。ただ、なかなか市町村のほうでも、個別の避難計画をつくるのが難しいということでございますので、県の防災士とかの協力をいただきまして、市町村のほうに、その計画策定のサポートを、今まに行っているところでございます。

また、避難所のほうには、自家発電のような装置を県の補助事業等で設置したりとかもしておりますけれども、そういうところも重要だと思っておりますので、今後、個別の避難計画をしっかりつくっていただくよう、市町村の支援を行ってまいりたいと思います。

**○工藤委員** あと、東北大震災のときに、一番通信手段として有効だったのがアマチュア無線だったと思いますけれども、そのアマチュア無線の基地とかというのは、今後、造っていく予定はあるのでしょうか。東北大震災のときに、アマチュア無線の方たちから無償で提供していただいております、国会でも総務省のほうでアマチュア無線を設置していくことに対して補助金を出すような答弁もありました。アマチュア無線だけではなくてもいいと思うのですけれども、アマチュア無線が一番発信と受信にいいということでございましたので、そのような対策はどのようなになっているのかなと思ひまして。

**○寺田消防保安課長** アマチュア無線については把握していないのですが、県では防災行政無線を整備しております。そして、大規模な災害

が発生した場合は、電柱とかが倒れたりしますので、そういった場合を想定いたしまして、地域衛星ネットワークというものを整備しております。現在、国と県はつながっているのですが、各市町村と消防がつながっておりませんので、今後、それを整備することにしております。

**○工藤委員** 自治体同士はつながっていると思うのですけれども、アマチュア無線が個人的な安否確認とかに役立ったというところをございます。ぜひ進めていただければなと考えております。

**○佐藤委員** 災害時の物流の拠点がいろいろ示されております。拠点を結ぶ道路ですけれども、もちろん高速道路や有料道路、県が管轄する一ツ葉有料道路とかあると思うのですが、その辺りが災害時にはどのような形で想定されているのか。料金所は、もう無料にするとか、国と、そのときの対応というのを想定されて話合いが行われているのかどうかを教えてください。

**○渡邊危機管理局長** 緊急車両につきましては、通行証というものが発行されることになっております。これも、いざ地震が起こったりしたときに、そこで手続とかしていたらとんでもありませんので、事前に登録の手続をしておいて、いざというときは通行証を見せて、すぐに許可が出るような形になっており、緊急車両の商標を持っているものにつきましては、高速道路などが無料で通れるようになっております。県の公用車も、その登録をするようにということで、物品管理調達課のほうでまとめて、公安委員会のほうに申請をしており、そのような取組をしっかりとやってまいりたいと思っております。

**○佐藤委員** そういう、いざというときの想定をして、どういう形にしていくのか。ETCもありますし、ETCがないところは、そういう

形でもいいでしょうけれども、料金区分をどうするのか。ましてや、一ツ葉有料道路は一旦停止をして、料金のやり取りがあるわけですが、その職員の方もいらっしゃる。そこは県の管轄でしょうから、その辺りをどうするのかということまでの想定は行われているのでしょうか。

**○渡邊危機管理局長** 一ツ葉有料道路につきましては、県道整備部に確認しないと。ここでは私も手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

**○佐藤委員** いつ起きるか分からないことでもありますので、考えられる対策は取っていただきたいと思います。

**○安田委員** 昨年の会派の勉強会で、津波避難タワーの設置が県内26か所、26基で全て完了いたしましたという総務部の説明をいただきまして、隣にいた日高博之議員と2人で、門川、日向は危険ではないのかということを確認をさせていただきました。そして、津波避難タワーの設置は一応終了しましたけれども、こちらは県のほうから門川町にアプローチ、話合いを持ったらどうでしょうかということをお伝えしたのですが、その後どうなったのかをお伺いいたします。

**○渡邊危機管理局長** 津波避難タワーにつきましては、現時点では市町村から津波避難困難地域はないという報告は受けているところでございますが、また今後、地域で実際に避難訓練をしまして、避難が間に合わないとか、そういうところがある可能性もあると思っております。

津波避難タワーを造るためには、津波避難対策緊急実施計画を市町村につくっていただいて、内閣府の承認がいるのですけれども、まだつくっていらっしゃらない市町村につきましては、県のほうからつくる計画がございませんかという

のは声かけをさせていただけるところでございます。

**○安田委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。やはり地震が起きた後は、それこそ電柱が倒れたりとか、塀が倒れたりとか——私も熊本の地震の直後に行ったのですが、マンホールが飛び出たりして、道路もなかなか避難することもできないような状況があるみたいですので、門川町には門川町の状況に応じた津波避難タワーの設備を、県のほうからアプローチしたほうがいいのかと思ひております。多分、門川町も待っているのではないかなと思ひているので、ぜひ県からお願ひをしたい。昨日も建設業の総会で、永山副知事が建設事業に関わる基調講演を行っている中に、この津波避難タワー26基の設置が全て完了いたしましたと、みんなの前で言われましたので、副知事、それは違いますよねと伝えたところです。門川町が一番必要ですよという話をさせていただいたところでもありますので、ぜひこちらから——もう26基なので、門川町にも2つぐらひは欲しいなと思ひております。町長も変わったことですし、町長の考えを少し聞いていただきたいなと思ひております。

それと、26基整備されておりますが、この26基はみんな階段だと思ひます。足の悪い人たちのためのスロープとかは造っていないのでしょうか。スロープの設置された津波避難タワーは何基あるのですか。

**○渡邊危機管理局長** スロープと階段を併用しているタワーもあると思ひますけれども、その細かい数について、ちょっと数字がありましたら御説明させていただきます。

26基のうち、タワーではなくて盛土のところがございます。盛土はスロープがあると思ひます。委員の御指摘のありましたのは、タワーの

ことだと思っておりますが、タワーにつきましては、併用しているところと、していないところの数字を今持ち合わせておりません。申し訳ございません。私も来週、日向延岡の津波タワーを見に行こうと思っているのですが、しっかり確認してまいります。

また、この計画ではなくて、宮崎県総合運動公園のほうは、津波避難対策緊急実施計画に基づかず独自に造っている津波避難のビルがあります。あそこはスロープと階段が併用してあって、この前、スロープでちょっと上ってみましたけれど、杖をつきながらでも上れたかなというところもあります。そこはやはり、いざというときに上れなければ何の意味もございませんので、確認してまいります。

**○安田委員** スロープがあるところとないところがあると思います。日向辺りを見てみますと、階段はあるけれどスロープはどこを見てもないようなところがあったので、やはりあったほうがいいのかという思いがしています。またよろしく願いいたします。

以上です。

**○山下委員** 東日本大震災があつて12年目を迎えるのかな。その教訓を基に南海トラフの問題が出てきております。宮崎県は400キロメートルに及ぶ海岸線を持っており、マグニチュード9前後のものが来ると多大な被害が出るということで、当初4万人ぐらいの死者が出るというような想定が出ていたと思います。6ページのほうに、平成25年に当初想定されたのと見直し後の想定があり、本県も国土強靱化対策で様々な予算取りをして、今出ております津波避難タワーとか堤防のかさ上げをやったり、様々な事業をやってきたと思っています。この見直し案というのが令和2年に出ているのですが、毎年見

直しをやっていく中で、最終的な目標数値があったら教えていただくとありがたい。

**○渡邊危機管理局長** この令和2年の見直し後の数字は、避難意識が55.5%、耐震化率が79.9%で計算しております。この数値の目標は、避難意識を70%に上げる、それから耐震化率を90%に上げるということになっております。この結果になったとき、どうなるかと計算したのが、8ページの下の方の主な減災対策というところにあるのですが、人的被害を1万5,000人から2,700人へ減らすことができると今は想定しております。ただ、2,700人といっても、亡くなられる方がいらっしゃるというのはよろしくありませんので、やはり避難意識をもっと高めていかなければいけないと思います。また、津波関係の堤防の工事の効果とかをしっかりと検証していった上で、またこの避難、いわゆる人的被害の計算もしないといけません。国のほうでもこの南海トラフの被害想定の見直しの動きもあり、そのときにどういう条件を入れて計算するというのが出てくると思いますので、それも参考にしながら、被害想定の見直しというのも行っていきたいと思っております。

**○山下委員** よろしく願いをしておきたいと思います。皆さん方がこれだけ改善事業とか、最大限被害を抑えるためにやっていくことに加え、それぞれの認識、意識の向上というのが大事だろうと思います。防災士もかなり増えてきました。

今、日本列島のほうで日本海側、新潟でもまた地震が出ました。静岡沖で出たり、鹿児島の特カラ列島付近で頻発しているのですが、皆さん方もこういうふう地震があちこちで出てくると、やはり南海トラフ地震が近いうちに来るのではないかという認識は高まっているだろう

と思います。いわゆる自助、共助、公助という言葉も、このときに生まれてきました。まず、自らがやること。これはもう防災意識を高めていくことも大事でしょうし、大体意識の継続というのが非常に難しいだろうと思います。私たちも今までいろんな調査をしたときに、医療の必要な人たち、そして高齢者、その人たちを十何分の間にどれだけ避難させるかという、このことも大きな問題を抱えていました。それより、まず自分の命を大事にすること。まず自らが逃げること。高齢化がどんどん進んでいく中では、そこら辺の認識として、どう避難させるのか。その調査というか、自治会との連携を取る中で、そこら辺の具体的な話合いというのは進んでいるのでしょうか。

我々がいろいろ調査したときに、地域住民の人たちは非常に悩んでおられます。最終的には避難すること、その対応をどう決めるのか。自治会の皆さん方は、高齢化がどんどん進んでいく中では、沿岸線でも非常に苦勞されている点があるのです。県が総体的な対策を立てるときに、地域の抱える課題の意見の吸収を行うのですが、まずは自らが自分の命を守ること、非常に厳しい判断になるだろうと思うのですが、そこら辺のこともある程度指示を徹底しておかないといけないのかなと思っています。

**○渡邊危機管理局長** 私たちも、市町村がやるのを待っているだけではいけないと思っておりまして、今年度の6月になりましたら、いわゆる伴走型の支援というか、各市町村に直接職員が出向いてヒアリングをして、その市町村それぞれに抱えていらっしゃる課題とかいうところを把握したいと思います。そして、先ほどお話のありました高齢者や病気のある方の個別避難計画の策定のアドバイスとか、その辺りに今

年は力を入れていこうと思っております。また、小さい規模の市町村のほうも人的なパワーがなかなか難しかったりもしますので、しっかり寄り添った支援をしてみたいと思っております。

**○山下委員** 最後に要望しておきたいと思うのですが、今回の地震に限らず、大規模災害が出たときとか、いろんなときに我々がいろいろお聞きするのが、障がい者の皆さん方の居場所づくりです。精神的に安定しない人たちが避難するときに、健常者の皆さん方と一緒にしていると、やはり精神的に不安定になってくる。そこら辺の避難体制の在り方はしっかりと研究されているのか。していなければ、そこら辺もしっかりと捉まえた中で、いろんな就労支援事業所やグループホーム等もかなり出来てきていますから、その連携が一番必要かなと思うのですが、ぜひ検討を進めていってください。

**○佐藤委員** 南海トラフ巨大地震の被害想定は、海岸線、海沿い、宮崎県においては東部が一番大きいわけであります。私は西臼杵ですけども、そこは非常に震度は少ない。そして特に、日之影、高千穂の山間部においては、地震の被害は少ないと思われております。

この海岸線での被害、そしてその後の津波、これは相当なものだと思いますが、この海岸線で生活をされ、港等を含めたところで仕事をされている方が、災害発生時にもたくさんいらっしゃるわけですね。津波なんかから逃げるには、一番安全なのは海上であり、間に合えば船が沖に向かって出ていくというような話も聞いています。そのタイミングなんかは——実際、漁師の方たち、もしくは小さな小舟から大きな旅客船、カーフェリーともあるわけですが——そういうところで従事されている方たちは、その危

機管理というか、想定した判断、時間、その辺りの訓練とかそういうのは認識されているというか、そういうところまでは何か示されたものがあるわけですか。

津波は発生場所にもよるでしょうけれども、到達まで10分、大きな津波が来る、今なら沖に出たほうが安全だよとか、もしくは船は捨て、山に向かったほうがいいのか、そういうものを今まで聞いたことはないのですが、もしあるとすれば教えてください。

**○渡邊危機管理局長** 今、委員の御指摘のございましたような計画につきましては、あるという話は私も聞いたことがございません。またちょっと確認しておきたいと思います。

**○佐藤委員** どのくらいの方が、この海沿いで仕事をされてというのも分からないのですが、その人たちの判断が、山に向かうのか、海に向かうのか、その辺りもいまだ聞いたことがないのです。特に宮崎県、海岸線が長いと、そういう人たちもたくさんいるということであれば、調査もしくは確認し、示す必要があるのではと思いますが、どうでしょうか。

**○横山危機管理統括監** 個別の職業の方々に、それぞれに適した避難の様式については、県で定めているものはないのですが、各職場において、それぞれの地、それぞれの方々がどうすべきかというのは、まず、つくらなければいけない。地域の計画は地域でつくっていく。それぞれにいろんな状況がありますので、一律的に県で示すのはなかなか難しいのですが、とにかく我々が言っているのが、早く避難しましょうということです。その避難をするためにどうしたらいいかというのは、その地域、それぞれの方々に、それぞれの事務所所属の方々に於いて考えていただいて、最もいい方法を見つけていただ

くというのが大事ではないかと思っております。

**○佐藤委員** 確かにそうでしょうけれども、しかし、任せっぱなしではなく、ある程度出しゃばって、被害を最小限——被害想定を見直していくわけですが、ここに踏み込むことによって被害は減っていく、被害者は減っていくということです。県はここまで言ってきていると各業界団体が言うかもしれないけれども、その判断材料となるものは常に入っていく必要があるのかなど。それが結果的に県民を救うことになるとすれば必要なことだと思いますが、どうでしょうか。

**○横山危機管理統括監** 県だけではできませんので、市町村も交え相談しながら、また市町村はそれぞれの地域の事業所、地域と相談しながら、連携してやっていくことが大事だと思っておりますので、今後しっかりやっていきます。

**○内田委員** 今回は、南海トラフ等の地震を想定しての減災計画ということでお示しいただいたと思います。災害というのはいろいろな形で、台風、竜巻、ゲリラ豪雨に対しての土砂災害とか、いろんな災害があります。そういった頻繁に起こる災害についてのこういう立派な計画というのは、また別にあるんですか。それとも連動させられるのですか。

**○渡邊危機管理局長** いわゆる県の地域防災計画という大きい計画がありまして、そこを基に細かい計画をつくっております。本日、御説明いたしましたのは、その中の地震の被害を抑える減災計画でございますが、地域防災計画のほうに高潮のときはどうするとか、大雨のときはどうするとかいうところはあって、別の対応をしているところでございます。

**○内田委員** 災害の形としては違えども、地震においても台風災害、大きな災害においても同

じょうなことが起こってくることも想定される中で、例えば、熊本地震とか人吉の豪雨災害とか、延岡で起こった竜巻とか、台風災害とか、現場に行くと、まず最初に聞かれるのは、発災後、すぐに治安がすごく悪くなります。窃盗団が入ったりということで、民間ボランティアの受入れを拒むというようなこととかがよく聞かれます。であれば、警察の方もしっかりと、災害が起こった後はすぐ見回りをしていただいたりという、警察との連携ってすごく大事ななということをよく感じておりました。

それと、ボランティアの形もいろいろあって、財団等の公で認められたところとか、トラック協会とか、ああいう大きな自治体との連携のもとにやっていただくボランティアの形もあれば、全国のいろいろな災害で対応してきた民間のボランティア団体というのも多くあります。高速道路の無料については、大きな自治体には適用されるけれど、そういう民間のボランティアには適用されないとか、燃料も優先供給が受けられないとかいうことで再建が遅れるというようなこともよくあります。自治体によっては、国土交通省やNEXC Oなどとの連携のもとに無料化をボランティアに対して適用させるところもあれば、遅れたり、見送ったりということもすごく見られます。

あと、災害ごみの受入体制も様々で、社会福祉協議会や自治体との連携が遅れて、人が足りないからということで災害ごみの受入れをストップしたりということもあり、ボランティアの受入れもニーズ調査ができていないままに受入れを閉じますということがよくあります。

自治体に対する聞き取りも行うということで、その辺をマニュアル化し、統一してもらって、どこで災害が起こっても同じやり方で

社会福祉協議会が対応できる、自治体と連携が取れるというような体制をぜひつくっていただきたいなということをよく感じております。計画の中でもそういうところもくまなく入れていただくと、自治体のほうもやりやすくなるかなと思います。

それと、物資ですけれど、こういう大きい地震のときは、全国から大量に集まって保管庫などに収められていくのですが、実際には被災された方々の手元に届かないで処分されるということは、すごくもったいないことだなといつも思っていました。そこは今からでも示していただいて、民間の被災された一人一人にくまなく届くというような体制づくりということ、きちっと計画の中にも入れていただくと、実際に災害が起こったときに今よりはスムーズに行くかなと思っています。

**○渡邊危機管理局長** 1点目のボランティアについて、熊本地震のときもそうでしたけれども、いろんな災害時には、JV OADとか「ぼらぶら」が入ってこられていましたが、市町村が入入体制を知らなかったりすると、先ほど委員の御指摘のあったようなことが起こったりすると思っております。ですので、6月に災害ボランティアの方々に講師で来ていただきまして、市町村向けの災害ボランティアの受け入れ等についての研修をやることにしております。

2点目の物資については、今年度の当初予算でお認めいただきました広域物資の拠点施設を高鍋町の宮崎県立農業大学校のところに作る予定としております。拠点施設を作るに当たりまして、そこにプッシュ型の物資が入っているときに、どのように避難所の隅々まで届けるのか、そういうとき道路は大丈夫なのかというところもしっかり検討していかないといけないと思っ

ておりますので、また今後、計画とかに盛り込んだりということを考えていきたいと思っております。

○内田委員 繰り返しますけれど、高速道路の無料化というのはすごく有効だと思います。だから民間ボランティアでも、本当に経験を積まれたしっかりした団体とかにも、何かを示していただければ無料になるというようなこととかを、瞬時にできるように、ぜひ体制を整えていただきたいと思います。お願いします。

○工藤委員 日向、延岡辺りは、材木の輸出が多いので、丸太が大量に海沿いにありまして、近隣の方から津波が来たときにその丸太が流れてきたりするのではないかと聞いております。また、工業地域も海沿いにありますので、化学物質とかそういうのも津波で流れてくるのではないかと。それに対して、どのように指導されているのかをお聞きしたいと思います。

○横山危機管理統括監 おっしゃるとおり、沿岸には様々な企業がございましてけれども、それぞれの企業に対して、物が流れないようにこうしてくださいという、具体的な指示なりお願いというのはしておりません。ただ、それぞれの企業が、企業責任を持ってしっかりと対応していただくということが大事だと思っております。

○工藤委員 企業責任ということで、流れないようにするというようなことは伝えていただいたりとかはされているのですか。

○横山危機管理統括監 企業の責任において、まずはしっかり対応をしていただくと。ただ、それについてこちらから、全ての企業に対して呼びかけをしているということではないということです。

○工藤委員 今後も呼びかけは行わないということですか。

○横山危機管理統括監 どのような方法がある

か、考えてまいりたいと思っております。

○図師委員 資料の19ページ、県内の航空輸送拠点一覧が4か所ほど挙げられているのですが、宮崎空港は、ハザードマップでも浸水区域に入っている地域にもかかわらず、航空輸送拠点となり得るのか。その辺りの整合性が取れていないなど思ったのですが、いかがでしょう。

○渡邊危機管理局長 委員の御指摘のとおり、宮崎空港は津波の浸水区域になってしまうところでございます。DMATが災害の初期の段階で宮崎空港を航空輸送拠点として使えるかどうかというところは、確かに厳しいところがあるのかもしれませんが。そこは航空自衛隊新田原基地があるということが、県にとって大変ありがたいことなのかなと思っております。航空自衛隊の基地はほかの県にもありますけれども、民間と共用の滑走路だったりして——東日本大震災のときも松島基地で被害がありましたけれども、そういう中で、宮崎県の場合は、航空自衛隊新田原基地を活用させていただきたいと思っております。自衛隊のほうにもいろいろ御協力をお願いしているところでございます。

○横山危機管理統括監 宮崎空港は、確かに浸水区域に入っており、発災直後、確かに浸水はするのですが、72時間で復旧をして、その後、使うということで入れてあります。ただ、復旧が不可能な場合については、新田原を使っていかなければいけないということになるかと思っております。

○図師委員 今、御答弁にもありましたとおり、やはり新田原基地との、また防災庁舎とのパイプというか、その時間的距離をいかに縮めるかが、やはり人命救助、物資の配送の的確な指示につながろうかと思っております。ここではもう言及しませんが、また一般質問等で新田原基地とこ

の防災庁舎が、果たして直結できているのか、実際その有事の際にどういう連携が取れるのかというところを、今後、さらに積み上げていく内容があるかと思えます。インフラ整備も含めて、また今後、一緒に検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○坂本委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思えます。

執行部の皆さんは御退席をお願いします。ありがとうございます。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時14分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

それでは、協議事項1の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところでございますが、2の調査事項については、本日の初委員会で正式に決定することになっております。

なお、ここに記載の調査事項は、特別委員会の設置を検討する際に、各会派から提案された調査事項を参考として記載をしております。ここで、矢印下の、正副委員長整理案を御覧ください。

この案は、正副委員長で協議の上、調査の一連の流れを考慮し、一部調査事項を整理したものを案として掲載をしております。

この調整案も含めて、調査事項につきまして、委員の皆様から御意見がありましたら、願ひ

をいたします。

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

---

午前11時17分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

○山下委員 本県の特徴として、400キロに及ぶ海岸線があること。だから、今までいろんな活動をやってきましたけれども、やはり九州管内でも一番被害想定が多いということがスタートでした。今回は大雨による土砂災害とかそういうこともあります。1つは、やはり、限りなく人命を救っていく、被害を最小限にしていくということ。最終目標も出ていましたけれども、その経過の調査等に加え、やはり市町村との連携です。いろんなことが、市町村がやること、県がやること、国がやることってあると思うのです。沿岸線の市町村あたりとの取組状況やら連携の取り方、そこも1つは入れてもいいのかなと思っておりますけれども。

○安田委員 ちょっと確認ですが、台風の自然災害に関する事の中に、この復旧復興も入っているのでしょうか。県北は昨年の台風14号での浸水被害が多かったです。やはり、そこを検証しないといけないと思ひます。平成17年の災害のときから、もう17年たつて、また同じところが浸水したと。

そういうところを、やはり委員会で検証しないといけないのではないかなと思ひますけれども。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

---

午前11時29分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開させて

いただきます。

当委員会の調査事項は、資料1の2、調査事項（3）のとおりといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、協議事項2の委員会の調査活動方針・計画についてであります。

活動方針（案）につきましても、資料1の3に記載のとおりであります。

活動計画につきましても、資料2を御覧ください。

議会日程や委員長会議の結果から、調査活動計画（案）を作成しておりますが、この調査活動計画（案）を基本にしながら、その都度、委員の皆様には御相談申し上げながら、また、ほかの常任委員会・特別委員会とも調整をしながら、調査活動を進めてまいりたいと考えておりますが、御意見がありましたらお願いをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、協議事項3の県内調査についてであります。

再び資料2を御覧ください。

7月25日から26日で県北地区、8月29日から30日で県南地区の県内調査となっております。

相手先との調整の時間があまりないことから、現時点での委員の皆様の調査先の希望について御意見をお聞かせいただき、準備をさせていただきたいと考えております。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえまして、県北調査・県南調査の調査先につき

まして御意見等がありましたら、お願いをいたします。

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

---

午前11時39分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

ただいまの皆様からの御意見を参考にさせていただきます、準備をさせていただきたいと思いますが、具体的な調査先につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、協議事項4の次回委員会についてであります。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえまして、次回の委員会の執行部の説明内容などについて、何か御意見や御要望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましても正副委員長に御一任を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項5のその他で、何か皆さんからございますでしょうか。

○山口委員 この日程（案）とかの資料は、タブレットには入らないですか。どうせなら入れてくれたほうがいいのですが。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

---

午前11時42分再開

○坂本委員長 委員会を再開します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、次回の委員会は6月定例会中の6月26日月曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時43分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 坂本 康郎

